

令和6年度自家用電気工作物にかかる立入検査結果について <保安法人>

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

近畿支部管内の自家用電気工作物に対して電気事業法第107条4項の規定に基づき、実施した立入検査の結果は以下のとおりです。

1. 検査の目的

電気保安法人等の法令遵守状況又は、「主任技術者制度の解釈及び運用」に規定する組織マネジメントが十分機能しているか確認することを目的とする。

2. 対象となる立入検査場所の選定理由および件数

電気保安法人等の法令遵守状況、組織マネジメント実施状況を勘案し、立入検査の実施が必要と認められるもの

3. 立入検査実施内容

- (1) 電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の承認を受けた者にあつては、電気事業法施行規則第52条の2及び53条で定める要件への適合状況
- (2) 電気主任技術者にあつては、電気事業法第43条第4項の職務状況
- (3) 小規模事業用電気工作物の保安監督に係る業務を担当するものにあつては、電気事業法51条の2の確認及び電気事業法施行規則第57条第2項第6号に記載の点検の実施状況

4. 立入検査結果（指摘・指示事項）

保安管理業務を遂行するための体制（法人のマネジメントシステム）

- 保安業務担当者が自ら又は代務者が実施していない
- 保安業務従事者証を発行していない
- マネジメント規定を変更していない
- マネジメント規定における組織図が明確化されていない
- 保安管理業務の点検実施計画の作成及び承認者が明確化されていない
- 定期報告を提出していない
- マネジメントレビューを実施していない
- 緊急対応時の記録が保存されていない